

地方分権の推進について

九州・山口をはじめとする多くの地方では、高齢化と人口減少が同時進行する状況にあり、現状が放置されれば、中央と地方の格差がより一層拡大し深刻化してしまう。

地域の特性に応じた個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現するためには、地方分権改革の強力な推進により、地方の役割をこれまで以上に拡大し、地方の自主性・自立性を高め、地方自らの判断と責任において地域経営を行うことが不可欠である。

政府においては、麻生内閣総理大臣の強いリーダーシップのもと、政治の力により、地方が主役となる真の地方分権改革の実現を図るよう、九州地方知事会として強く求める。

1．国と地方の役割分担の見直しと権限・事務の移譲

「地方でできることは地方が担う」という原則の下、国と地方の役割分担をより一層明確化したうえで、地方で行うべきものについては、事務・権限と財源を一体的に移譲すること。

2．国と地方の二重行政の解消等による行政の簡素化

国の出先機関の廃止・縮小による国と地方の二重行政の解消、国による過剰関与・義務付け・枠付けの廃止・縮小、国庫補助負担金総件数の大幅削減や直轄事業負担金の廃止により、国・地方を通じた行政の簡素・効率化を推進すること。

3．税源移譲による地方税財源の充実・強化

地方が、自主・自立的な行財政運営ができるよう、当面、国税と地方税の税源配分5：5を目指して、国から地方への一層の税源移譲を進め、地方税財源の充実・強化を図ること。税源移譲にあたっては、地方消費税の充実などにより、偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築すること。

4．地方交付税の総額確保と財源調整機能・財源保障機能の堅持

地方間の財政力格差是正と一定の行政水準の維持・確保のために、地方交付税の財源保障・財源調整の両機能の充実を図り、地方財政計画に地方の単独事業を中心とした財政需要を適切に反映させ、その総額を復元・増額すること。

あわせて、法定率を引き上げるとともに、地方固有の財源であることを明確にするため、国の特別会計に直接繰り入れ等を行う「地方共有税」とすること。

5 . 「(仮)地方行財政会議」の法律による設置

地方に関わる事項についての政府の政策立案及び執行に関して、地方の意見を反映させるため、政府と地方の代表者等が対等・協力の立場で協議を行う「(仮)地方行財政会議」を法律に基づき設置すること。